

第24回 河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）の開催報告

平成21年1月22日（木）に「第24回 河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）」が開催されました。当日は河川管理者から「河川敷利用の基本理念・基本方針及び河川敷地占用許可申請・審査の手引き」の公表についての報告が行われ、前回（第23回）委員会審議事項の承認がなされた後に、継続占用許可申請施設（野洲川小浜河川公園、野洲川改修記念公園、野洲川川田河川公園）について守山市から占用許可申請説明書に基づいて説明がなされ、委員会審議が行われました。



▲ 第24回河川保全利用委員会

開催日時：平成21年1月22日（木） 18:05 ~ 20:30
場 所：野洲市中央公民館 第1集会室
参加者数：委員7名 河川管理者4名 申請者4名 傍聴者8名

議事次第

1. 開会
2. 河川管理者からの報告
3. 議事
 - 1) 第23回委員会活動の整理事項
 - 2) 継続占用許可申請施設の審査
 - ・野洲川小浜河川公園
 - ・野洲川改修記念公園
 - ・野洲川川田河川公園
4. その他
5. 一般傍聴者からの意見聴取
6. 閉会

配布資料

- 議事次第
- 河川敷利用の基本理念・基本方針及び河川敷地占用許可申請・審査の手引き公表資料
- 第23回河川保全利用委員会 議事骨子整理表
- 第23回河川保全利用委員会 審議事項の整理表
- 審査表
- 平成19年1月18日付け意見書
- 今後のスケジュールについて

第24回 河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）審議の概要

・継続占用許可申請施設の審査

申請者である守山市から占用許可申請説明書に基づき、野洲川小浜河川公園、野洲川改修記念公園、野洲川川田河川公園についての説明が行われた後、委員会審議が行われました。委員からは以下のような意見がありました。

【野洲川小浜河川公園】

- ・添付資料10-1の要望書の日付が平成15年末であり、この時からの要望が継続しているとしても、占用許可申請説明書には新しい日付の要望書を添付した方がよい。
- ・多目的広場と緑地広場の管理形態の違いは何か。
→多目的広場は雑草等がないようにこまめに管理しており、緑地広場は雑草があって自然に近づけた形態としている。（守山市）
- ・緑地広場が占用区域縮小の候補となるのかどうかを判断するために、緑地広場の積極的な位置づけをしてはどうか。例えば、滋賀県が管理している琵琶湖の湖岸緑地では草刈りをやめて、そこに生えてくる植生状況を管理者が自然観察会を開催して環境学習の場として活用しているという事例がある。

【野洲川改修記念公園】

- ・ゲートボール場の下段の4面を駐輪場・駐車場として整備したいとのことだが、河川管理者や地元と協議して、よりよい駐輪場・駐車場ができればよいと思う。

【野洲川川田河川公園】

- ・緑地広場が現状ではグラウンドゴルフ場として使用されているが、今後どうするのか。
→現在は緑地広場として占用許可を受けているので、更新許可申請時にグラウンドゴルフ場として変更申請を行う。(守山市)
- ・トイレのスロープをこのようなデザインにした理由は何か。
→構造物の面積が少なくなるということと、車いすで下りる場合に直線にすると危険であり、途中で踊り場ある方が危険性が低いためである。(守山市)

【階段護岸の整備について】

- ・階段護岸を整備することにより危険が増すということはないのか。
→危険性は否定できないが、転落しても容易に上がって行くことができるような場所を検討して整備していきたい。(河川管理者)
- ・階段護岸の整備については、人が下りるための階段というだけでなく、魚が逃げ込める場所をつくるなどの検討余地があるので考慮してもらいたい。
- ・4ページの計画図の左側に「河道内植生の伐採」とあるが、これは今現在の植生をすべて伐採するという意味か。
→すべて伐採するという意味ではない。最近の野洲川は洪水・増水が少ないために、みずみちが固定されており、それによって川らしさが失われていると考えている。そこで、みずみちが固定されるのではなく、ある程度の範囲内で動くように、そのきっかけとして植生を伐採することである。(河川管理者)
- ・川というのは形態変化が常であり、特に野洲川は砂河川ということが特性の1つでもある。そうすると、階段護岸の前に砂が堆積すればカヌーができなくなるが、カヌーのために復旧するのか。あくまで河道内は河川であって、川が川をつくっていくことを認めるべきであり、公園化することは望ましくないと思う。

【アンケートについて】

- ・アンケートによる意見をホームページに載せるなどして公開してはどうか。また、各公園で抱えている問題が異なっているので、アンケートの内容は同一ではなく変えるべきである。そうしないと、単に利用者の意見を聞いているというポーズになるだけで、アンケートが活かされない。

【3公園全体について】

- ・これからの公園利用を考えていくために市役所内の自然環境を保全する部局にも参加してもらい、生物のことを十分考慮してもらいたい。

今後の進め方としては、2月の調整作業会に向けて各委員へ意見照会を実施して、意見が出そろったところで調整作業会を開催し、この調整作業会での議論を踏まえて作成した意見書(案)を第25回委員会にて審議することとなりました。

今後の委員会開催予定

- 第25回委員会 日時：平成21年3月5日(木) 9:30~12:00
場所：守山野洲市民交流プラザRiseVille(ライズヴィル)都賀山 会議室「アゼリア」

■主な審議内容

- ・守山市3公園(野洲川小浜河川公園、野洲川改修記念公園、野洲川川田河川公園)に係る意見書(案)の審議
※審議内容については、進行の都合上、変更となる場合があります。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所) 委員会ニュース

第26号 2009年2月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

【連絡先】国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課

〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-5-1

TEL:077-546-0844(代表) FAX:077-546-6840

ホームページ●<http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozen/>

E-mail●info@biwakokasen.go.jp